

# 吹田市職員ストレスチェック等委託業務 仕様書

## 1 件名

令和 8 年度吹田市職員ストレスチェック等委託業務

## 2 委託期間について

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3 委託先業者の条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当もしくはそれに準ずる者でないこと。
- (2) 企業の社会的責任として労働基準法、労働安全衛生法等の各種法令を遵守していること。業務にあたり必要な手続きを行うこと。
- (3) 「市民税」、「固定資産税(償却及び土地家屋)」、「法人税・消費税」および「所得税・消費税」に未納がないこと。
- (4) 委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任せず、又は請負わずに業務の実施が可能であること。
- (5) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。(大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び同条第 4 号に該当するものでないこと。)

## 4 対象者

市職員(会計年度任用職員を含む)、対象者数:4,045 名(令和 7 年度実績)

## 5 委託内容

### (1) ストレスチェック

#### ア 打ち合わせ

契約締結後、速やかにスケジュールの打ち合わせを行い、打ち合わせの際には、これまでの事業者の経験や知見を生かし、主体的かつ積極的に助言を行うこと。打ち合わせの場所は吹田市役所とするが、状況に応じてオンライン等での打ち合わせとする場合がある。打ち合わせの際の議事録を 1 週間以内に作成し、本市にデータで提供すること。

#### イ ストレスチェック調査票(以下「調査票」という。)セット等の納品

- (ア) 調査票の質問項目には、労働安全衛生法施行規則及び厚生労働省のマニュアルの趣旨に則り、「職業性ストレス簡易調査票(57 項目)」の質問項目を全て含むものとする。
- (イ) 調査票には、本市が提供する対象者データを基に、予め対象者の所属、氏名を印字すること。
- (ウ) 調査票を対象者へ誤りなく個別に配付できるよう、窓空き封筒や、対象者の所属、氏名が印字された封筒を使用するなど、工夫すること。
- (エ) 対象者が回答した調査票を、他人の目に触れないよう回収できるようにするため、封筒に封をして回収することができるようにすること。
- (オ) 調査票を配付する封筒等に、対象者にストレスチェックの趣旨や目的の案内、また、受検を推奨するための書面を封入すること。また、その書面内容は本市と協議のうえ決定すること。
- (カ) 予備の調査票セット 20 部(白紙)も納品すること。

## ウ 実施者からの調査票の回収

吹田市が一旦回収した調査票を、直接受け取り、又は郵送(受注者の費用負担)で回収するものとする。

## エ 個人結果の評価基準及び判定結果の出し方について

### <評価基準>

厚生労働省「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」評価基準の例(その2)、素点換算表を用いたものとする。

### <高ストレス者判定の留意点>

「仕事のストレス要因」「周囲のサポート」に記入もれがあった場合も、判定不能とせず、「心身の反応」に記入もれがなければ、12点以下の場合高ストレス判定とする。

### <記入漏れ・記入不備の扱いについて>

回答の一部に記入漏れ等があった場合、判定不能等とするのではなく、記入済箇所のみで個人結果を作成すること。また、記入漏れ箇所について再記入は求めないものとする。

## オ 書面による個人への結果通知及びカウンセリング等の案内

(ア)個人結果通知及びカウンセリング等の案内の内容は、厚生労働省のマニュアルの趣旨に基づくものとする。個人結果通知には、ストレス判定、各領域のレーダーチャート図、全般的ストレス状況及び心理的な負担の原因に関すること、心理的な負担による心身の自覚症状に関すること、職場の支援に関することなどの具体的なアドバイスを表記すること。また、別紙1に提示する個人結果通知の例に準じて分かりやすく工夫して作成すること。詳細については吹田市と協議のうえ決定すること。また、全員にセルフケア研修の通知文と、高ストレス者については、面接指導勧奨文書も同封すること。

(イ)カウンセリング等案内の書面内容は、分かりやすいよう、厚生労働省のセルフケアのアドバイスを参考にするとともに、吹田市と協議のうえ決定すること。

## カ 実施者への受検者個別結果データの提出

(ア)全員の受検者個別結果のデータを、エクセルファイルで提出すること。

(イ)個別結果通知と同じ書式のもの、PDFファイルで提出すること。

## (2)集団分析

### ア 全体の分析・職場単位の集団分析の共通項目

(ア)吹田市指定の規模の集団での集計・分析の実施

労働安全衛生委員会での調査審議等の結果、吹田市の当初指定の規模以外での集団分析の結果について提出を求める場合があるので、対応に努めること。

(イ)集団分析結果のデータ及び紙媒体の提出

集団分析結果については、吹田市に対し紙媒体及びデータではPDFファイルで提出すること。

### イ 全体の分析について

(ア)分析区分は、①全体、②男女、③年代(20代以下、30代、40代、50代、60代、70代以上)、④補職(係員、主任等、主査級、課長代理級、課長級、次長級、部長級、その他)、⑤職種(事務、その他専門職種)、⑥雇用形態(常勤、再任用(常勤・短時間勤務)、会計年度任用職員等)とし、人事室が全体結果の把握ができるように作成すること。

(イ)質問項目ごとの、「そうだ」、「まあそうだ」、「ややちがう」、「ちがう」の回答者数及び回答者の割合を区分ごとに出すこと。また、分かりやすいようグラフ等でも表すこと。

(ウ)労働安全衛生規則(昭和47年法律第32号)第52条の9に規定する3領域19項目ごとに、上記(イ)と同様に分析すること。

(エ)区分ごとに「仕事のストレス判定図」を用いた集団分析を行うこと。

#### ウ 職場単位での集団分析について

(ア)吹田市では原則「室課」を単位とした集団分析を実施し、室課に対し結果を通知する。ただし、業務内容等に応じて、吹田市の判断で一部室課を統合、分割する場合がある。(受検者数が10名未満の場合は集団分析は実施せず、支払対象外とする)この分析数が集団分析(職場単位)の支払い対象とする。

※集団分析対象室課数:118(令和7年度実績)

(イ)受検者数が10名以上の室課の結果を紙媒体で提出する場合、2部用意すること。2部以上必要な集団分析対象については吹田市の指示した部数を用意すること。

(ウ)「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」の回答結果に基づく厚生労働省が規定する「仕事のストレス判定図」を用いた集団分析を行うこと。

(エ)素点換算後の19項目において、全体平均と集団の平均との差を求め、項目ごとの改善へのヒントを表記すること。また3つの因子ごとに傾向と対策を表記すること。

(オ)集団分析結果の通知において、集団分析結果の見方を記すこと。

(カ)集団分析結果の通知には、「対象室課名」、「題名」(職業性ストレス簡易調査票集団分析(所属別)等)、「委託先事業者」を記載した表紙をつけること。

(キ)集団分析結果通知は、別紙2に提示する集団分析結果通知の例に準じて作成すること。

(ク)集団分析結果の比較対象データは厚生労働省が公表している平均データ及び、過去の実施機関のうち、地方公務員の集団分析結果と比較すること。

#### (3)研修について

以下の研修を実施すること。講師派遣等については委託費用に含む。講師は受注者の専属職員で、産業カウンセラー又は臨床心理士、公認心理士のいずれかの資格を有し、かつ産業保健現場での経験が3年以上ある者とする。内容の詳細について受注者が吹田市に提案し、吹田市の了承のうえ決定するものとする。

##### ア セルフケア研修

DVD形式で納品し、吹田市のイントラネット環境に掲載し、全職員対象(希望者)に、30分程度の動画視聴で個別に受講できる形式の研修を1か月以上の一定の期間実施すること。実施時期は、個人結果返却後、1か月以内に実施すること。期間や研修の内容についての詳細は、吹田市と相談の上決定すること。

##### イ 職場環境改善研修会(所属長対象)

全所属対象に、集団分析結果の見方、職場環境改善の方法についてグループワーク等実践形式の研修を1回実施すること。実施回数については、変更する場合がある。

##### ウ 職場環境改善研修会(職場派遣)

希望する職場等3か所を対象に研修会を実施すること。所属長に対する面談や、職場環境改善の計画を話し合うためのグループ討議など形式を提案し、所属からの要望に応じた職場環境改善の取り組みに繋がる内容とすること。研修終了後1週間以内に、研修結果のまとめのデータをPDFファイルで提出すること。実施回数については、変更する場合がある。

## 6 本市提供データ

- (1) エクセルファイルでのデータ提供とする。
- (2) データ項目は次のとおりとする(順不同)。
  - ・室課等(室課コード、所属コード及び名称)
  - ・職員番号
  - ・氏名(漢字及びフリガナ)
  - ・生年月日
  - ・性別
  - ・補職
  - ・職種
  - ・雇用形態

## 7 納品・回答後の調査票回収について

- (1) 納品場所・方法
  - すべて吹田市役所 8 階保健室とする。
  - 納品にあたり、所属ごとにまとめ、所属コード順、職員番号順に並べることとする。
- (2) 納期
  - ア 調査票
    - 令和 8 年 7 月 1 日開始に間に合うように納品し配付、回収する。
  - イ 個人結果
    - 令和 8 年 8 月下旬までとする。
  - ウ 集団分析結果
    - 令和 8 年 9 月下旬までとする。
- (3) 回答後の調査票回収方法
  - 直接回収、又は郵送(委託先の費用負担)による回収とする。

## 8 個人情報保護について

- (1) 吹田市情報セキュリティーポリシー各条項を遵守すること。
- (2) 吹田市から提出されたデータ等については個人情報保護の観点から十分に留意して取り扱うこととし、外部に情報が漏れることのないよう細心の注意を払うこと。  
また、吹田市から提出されたデータ等を今回のストレスチェックの実施以外で使用しないこと。

## 9 その他

仕様書の疑義については吹田市に確認し、その指示に従うこと。細部については吹田市が指示をするが、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては協議のうえ適正に実施すること。

所属名  
氏名  
職員番号

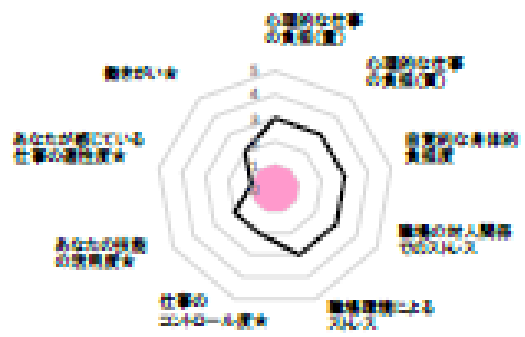
職業性ストレス発現調査票判定結果					
	高い / やや高い	高い / やや高い	普通	高い / やや高い	高い / 高い
【ストレスの原因と考えられる因子】					
心理的な仕事の負担(量)			○		■
心理的な仕事の負担(質)			○		■
肉体的な身体的負担度			○		■
職場の対人関係でのストレス			○		■
職場環境によるストレス			○		■
仕事のコントロール度★	■	○			
あなたの技能の活用度★	■	○			
あなたが感じている仕事の適性度★	○				
働きがい★	■	○			
【ストレスによっておこる心身の反応】					
居残★	○				
イライラ感			○		■
疲労感					○
不安感					○
抑うつ感					○
身体更新				○	■
【ストレス反応に影響を与える他の因子】					
上司からのサポート★	■	○			
同僚からのサポート★	■	○			
家族や友人からのサポート★	■		○		
仕事や生活の満足度★	■	○			

職業性ストレス発現調査票評価結果

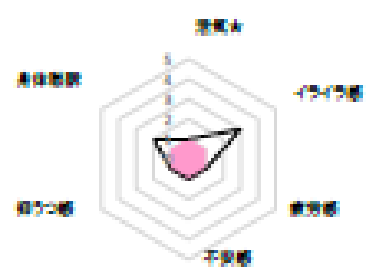
< あなたのストレスの程度について >  
あなたは高ストレス者に該当します。

【数とグラフの読み方】  
図は左に○が付く項目は良好であることを示しますが、右目が付いている項目は逆になり、右に付く項目は良好であることを示します。  
チャートは、大きいほど良好な状態を示し、チャートが小さくなり、特にレッドゾーンに入っている場合には、ストレス反応が高くなっている状態が懸念されます。

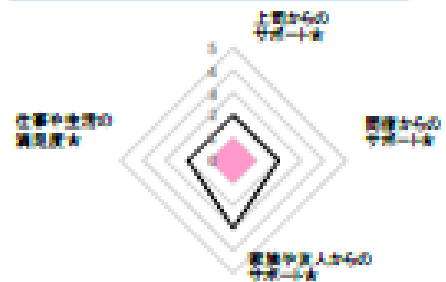
ストレスの原因と考えられる因子



ストレスによっておこる心身の反応



ストレス反応に影響を与える他の因子



項目	得点	合計点
ストレスの原因と考えられる因子	22	点
ストレスによっておこる心身の反応	9	点
ストレス反応に影響を与える他の因子	7	点
総合点	38	点

職業性ストレス簡易調査票判定結果

全般的ストレス状況

ストレスの原因として考えられる因子

ストレスによっておこる心身の反応

ストレス反応に影響を与える他の因子

ストレスについての補足説明

今後のケアについて

吹田市役所

〇〇〇〇室(課)

集団分析報告書

ストレスチェック実施期間:〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日

作成 〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇

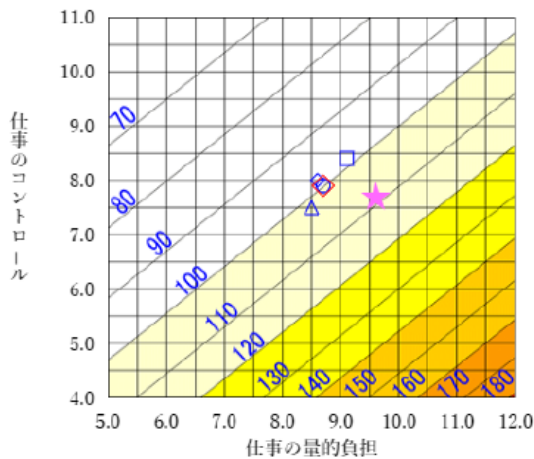
## 総合判定結果

対象者数  
有効回答者数  
記入不備者数  
未受検者数

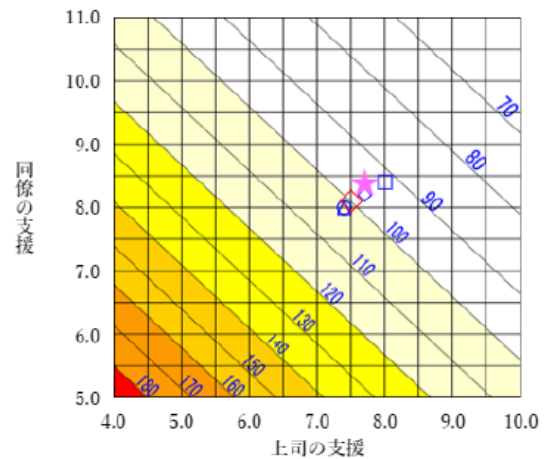
高ストレス者数・判定率

## 仕事のストレス判定図

量-コントロールの判定図



職場の支援判定図



尺度	平均点	仕事の量・コントロール の健康リスク  <b>A</b> 109
量的負担	9.6	
コントロール	7.7	

尺度	平均点	職場の支援の 健康リスク  <b>B</b> 95
上司の支援	7.7	
同僚の支援	8.4	

$$\mathbf{A} \times \mathbf{B} / 100 = \text{総合健康リスク} : \mathbf{103}$$

### 健康リスク

健康リスクは、現在の職場での仕事のストレス要因がどの程度職員の健康に影響を与える可能性があるのか？という目安となるものです。全国平均は「100」となり、下記の基準で健康リスクの状態を予測します。

健康リスク120

従業員のストレス反応（ゆううつや不安）、医療費、疾病休業が通常より20%増しと予測されます。

健康リスク150

健康問題が顕在化しているケースが多く、早急に改善が必要な状態とされます。

## 比較対象データ平均との差・比較対象データ得点分布対比

例えば、

- ・仕事の量的負担
- ・仕事のコントロール
- ・上司からのサポート
- ・同僚からのサポート
- ・ストレス要因の状況
- ・心身に表れているストレスの状況 他

などを比較対象データ得点分布・市全体・分析対象集団で比較分析。

分析結果が分かりやすいようにグラフなどを用いて表記すること。

## 集団分析 傾向と対処例

### 【傾向について】

例えば

- ・高ストレス者の割合(厚生労働省が想定する数値との比較)
- ・ストレス判定図からの結果(比較対象業データ平均との比較)
- ・19 因子について 他

### 【対処例について】

具体的な項目に対して対処方法の提案を記載すること。